

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 森 誠一

1 日 時

令和4年3月18日（金） 午後1時00分から
午後4時25分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

森誠一、清田哲也、志村学、井上伸史、浦野英樹、玉田輝義、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

太田正美、木田昇、藤田正道、河野成司

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 和田雅晴、企画振興部長 大塚浩、
会計管理者兼会計管理局长 森山成夫、議会事務局长 二日市聖子、
人事委員会事務局长 法華津敏郎、監査委員事務局长 牧敏弘 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第17号議案及び第20号議案については賛成多数をもって、第2号議案、第12号議案、第16号議案、第18号議案、第19号議案及び第21号議案については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決定した。
- (2) 第1号報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情36、39について質疑を行った。
- (4) 行政手続の電子化及びキャッシュレス実施計画について、次期大分県海外戦略について並びに東アジア文化都市2022大分県についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 課長補佐（総括） 富高德己
政策調査課政策法務班 主査 甲斐諒子

総務企画委員会次第

日時：令和4年3月18日（金）13：00～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査委員事務局関係

13：00～13：35

(1) 付託案件の審査

第 1号議案 令和4年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 12号議案 令和4年度大分県用品調達特別会計予算

(2) その他

3 総務部関係

13：35～14：55

(1) 付託案件の審査

第 1号議案 令和4年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 2号議案 令和4年度大分県公債管理特別会計予算

第 1号報告 令和3年度大分県一般会計補正予算（第12号）について
（本委員会関係部分）

第 16号議案 包括外部監査契約の締結について

第 17号議案 大分県個人情報保護条例等の一部改正について
（福祉保健生活環境委員会へ合い議）

第 18号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について
（文教警察委員会へ合い議）

第 19号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第 20号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正について

第 21号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
（福祉保健生活環境、商工観光労働企業、農林水産、土木建築及び
文教警察委員会へ合い議）

(2) 付託外案件の審査

陳 情 36 対外的情報省の設立を求める意見書の提出について

(3) 諸般の報告

①行政手続の電子化及びキャッシュレス実施計画について

②大分県税条例等の一部を改正する条例案について

(4) その他

4 企画振興部関係

15：00～16：20

(1) 付託案件の審査

第 1号議案 令和4年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

(2) 付託外案件の審査

陳 情 39 大分県版地方創生の不備事項指摘問題について

(3) 諸般の報告

①次期大分県海外戦略について

②東アジア文化都市2022大分県について

③令和3年10月1日の推計人口と国勢調査結果のポイントについて

(4) その他

5 協議事項

16:20~16:25

(1) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

森委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日は、委員外議員として太田議員、木田議員、藤田議員、河野議員に出席いただいています。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

なお、本日は、予算特別委員会分科会もあわせて行いますので、御了承願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案9件、報告1件です。この際、案件全部を一括議題とし、これより会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査委員事務局関係の審査に入ります。

まず、第1号議案令和4年度大分県一般会計予算のうち、各局関係部分について、会計管理局から順次説明願います。

森山会計管理局長 令和4年度大分県一般会計予算のうち、会計管理局関係分について御説明します。

タブレットにある資料、令和4年度予算概要、会計管理局の2ページをお開きください。

会計管理局予算の総括表です。左から2列目、当初予算額(A)の一番下、合計欄を御覧ください。

人件費が4億6,626万1千円、その下の事業費が7億4,154万円6千円、計12億780万7千円です。

歳出のうち主なものについて御説明します。4ページをお開きください。

事業名欄の会計管理費3,330万5千円は、会計課及び審査・指導室所属の会計年度任用職員経費等です。その下の財務会計システム更新事業費2億9,002万円は、来年度から開発に入る財務総合システムの開発業務委託料です。次の5ページの資料を御覧ください。中ほどの右側に再開発に向けたポイントとありますが、

今回の再開発のポイントの一つが、使用料、手数料など納付書による公金の収納のキャッシュレス化に対応すること。二つ目は、光熱水費等定例的な支払業務の自動化の機能等を導入すること。三つ目、これが一番大きな変更点となりますが、財務に関連する予算編成や県有財産管理等、現在個別に運用されているシステムを統合するとともに、人事給与等関係の深いシステムと関係させるもので、これらにより、財務会計業務の一層の効率化、省力化を図るものです。

一番下の開発スケジュールに記載のとおり、開発期間は令和4年度から6年度までの3年間となります。このため、次の6ページを見ていただくと5億2,949万2千円の債務負担行為の承認をお願いしています。

次の8ページをお開きください。事業名欄の会計管理費1億2,455万2千円は、用度管財課所属の物品の調達及び管理指導、電子入札システムの運用などに要する用度事業費、それと本庁集中管理車の維持管理や電動車の導入等に要する管理車維持事業費です。

次の9ページをお開きください。事業名欄一番上、県庁舎管理費2億2,378万6千円は県庁舎本館及び新館の清掃委託料や光熱水費などの管理経費です。

二日市議会事務局長 議会事務局関係について御説明します。同じタブレット資料の15ページをお開き願います。

議会事務局当初予算の総額は、表の左下合計欄にあるように11億4,838万3千円です。

次の16ページを御覧ください。表右上の第1目議会費の表ですが、左下にあるように8億7,070万2千円です。その内訳として、事業名欄の議員報酬手当等6億1,895万9千円は、期末手当を含む議員報酬です。

次の議会運営費9,473万3千円は、右の事業概要欄にあるように、本年度末に購入した議員用タブレット端末の通信料や議会広報等の経費です。その下、政務活動費交付金1億5,

480万円は、各会派に交付するもので、県議会政策機能強化事業費221万円は、政策検討協議会に要する経費等です。

次の17ページを御覧ください。表の右上、第2目事務局費は、表の左下にあるように2億7,768万1千円です。その内訳として、事業名欄の給与費2億3,746万9千円は、事務局職員31名分の給与です。その下、事務局運営費4,021万2千円は、事業概要欄にあるように、議場傍聴席モニター設置工事費174万円や事務局の印刷消耗費等です。新年度には、傍聴席の方々に議場放送が御覧いただけるモニターを左右2か所に設置するよう計画しています。

法華津人事委員会事務局長 それでは、人事委員会関係分について御説明します。同じタブレット資料の19ページを御覧ください。

第2款第8項人事委員会費の予算額は、総括表の左下に記載しているとおり、総額で1億5,305万8千円です。総括表の右下に記載しているとおり、令和3年度当初予算額と比較して7万9千円の減となっています。

次の20ページをお願いします。右肩に示している第1目の委員会費の内訳です。

一番左の列、事業名欄の上の段にある委員報酬678万円は、人事委員3名分の報酬です。その下の委員会運営費64万8千円は、人事委員会の開催、各種会議等への出席等、委員会の運営に要する経費です。

次の21ページをお願いします。第2目事務局費の内訳です。事業名欄の一番上の段、給与費1億1,780万7千円は事務局職員15人分の給与です。その下の事務局運営費385万5千円は、会計年度任用職員1人分の報酬、手当や各種会議等への出席など、事務局の運営、管理に要する経費です。

その下の任用関係事業費2,209万8千円は、職員募集、採用試験の実施等に要する経費です。人口減少による学生数減少や民間企業の採用活動の活発化及び早期化により、公務員試験の受験者数が年々減少していることから、民間志望者も受験しやすいように令和2年度から

行政職で実施している上級（特別枠）試験を総合土木職においても実施します。また、職員募集活動については、大学訪問等のもとより、SNSの活用やホームページの拡充など積極的に行っていくことにしており、302万3千円の増となっています。

その下の給与関係事業費157万1千円は、県職員の給与等に関する報告及び勧告等に要する経費です。

最後の審査関係事業費29万9千円は、公平審査事務等に要する経費です。

牧監査委員事務局長 監査委員事務局関係分について御説明します。タブレット資料の23ページをお開き願います。

監査委員事務局関係の予算は、表側に記載している人件費と事業費を合わせ、表の一番下、合計欄左から2列目にあるように2億114万8千円となっています。

次の24ページをお開き願います。まず、第1目委員費は、表の一番下、目計欄左から2列目にあるように1,926万円です。その内訳ですが、表の一番上に戻り事業名欄の一番上、委員報酬564万円は、非常勤の識見監査委員1名と議会選出の監査委員2名分の報酬です。その下の給与費1,240万1千円は、常勤の監査委員1名分の給料や職員手当等、その下の監査経費121万9千円は、監査委員が行う委員監査等に係る旅費等です。

次の25ページをお願いします。第2目事務局費は、表の一番下、目計欄左から2列目にあるように1億8,188万8千円です。その内訳ですが、表の一番上に戻り、事業名欄の一番上、事務局運営費1,125万2千円は、監査等の実施に伴う職員旅費や需用費、会計年度任用職員の報酬等の経費です。

その下の給与費1億7,063万6千円は、事務局職員21名分の給料等です。表の下、目計の中ほどにあります。令和3年度分と来年度分の予算を比較しています。事業概要欄の一番下にあるとおり、前年度比較で903万7千円の減額となっていますが、これは期末手当の支給率の引下げや再任用職員の増による給与総

額の減などによるものです。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑がありましたらお願いします。

堤委員 財務総合システム開発について、キャッシュレス対応で納入通知収納と書いてありましたが、納入対応は窓口とか銀行振込とか、いろいろなケースがあると思います。それをキャッシュレス対応に比重を置いていくという意味でしょうか。

清長審査・指導室長 今御質問いただいたキャッシュレスに比重を置いていくかとのことですが、いろんな支払方法ができることで県民の利便性を向上させます。もちろん、納めていただく方の判断になりますが、今までは基本的に銀行の空いている時間帯などの制約があったので、その制約が外れていく形になるかと思えます。

森委員長 そのほか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 それでは、委員外議員の方は質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は、本日最後の部局審査の際に、一括して行います。

次に、第12号議案令和4年度大分県用品調達特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

森山会計管理局長 タブレット資料の11ページにお戻りください。令和4年度大分県用品調達特別会計予算について説明します。

この特別会計は、県の機関で使用する消耗品や備品の調達事務を一元的に行うために設けているものです。

総括表の一番下、計の欄ですが、当初予算額は21億802万5千円です。一番右の比較欄を御覧ください。前年度と比較して2億5,980万2千円の増額となっています。これは、教育庁のものづくりスペシャリスト育成推進事業に係る備品購入費や公用車のガソリン代等、燃料費単価の上昇を見込んだものなどです。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様、質疑がありましたらお願いします。

堤委員 大体いつも確認していますが、県内の事業者に対する地元発注の割合というか、結構これは金額的に大きいし、地元で経済効果も起きると思いますが、その辺の発注割合はどうでしょうか。

渡邊用度管財課長 中小企業活性化条例の契約率目標は、令和2年度で87%となっており、発注状況は86.1%で、ほぼ達成しています。

少し足りない部分がありますが、原因はトナーカートリッジの純正品や精密機械など、県外で生産されているものがあります。こういったものはどうしても県外の発注になりますが、おおむね達成しています。

堤委員 金額的に大きいからね。ぜひ頑張ってください。お願いします。

森委員長 そのほか、委員からありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 それでは、委員外議員の皆様は質疑ありませんか。

河野委員外議員 この特別会計の部分で、やはり用品調達特別会計は、いかに公金を効率的に使うかが主だと思っています。今正に石油価格を含め、あらゆるものが物価上昇しようとしています。この予算が通った暁には、先々の値上げを想定して、年間の使用量や最低使用量を一括して、早期購入をかける柔軟性はお持ちでしょうか。

渡邊用度管財課長 物価上昇も十分考えられるので、例えば公用車等になると、納期に6か月ぐらいかかると言われており、随時発注ではなく、できるだけ早く一括して発注するようにして柔軟に対応します。

森委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかにないので、最後に私から一言御挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔代表して監査委員事務局長挨拶〕

森委員長 退職されるほかの方々からも、一言お願いします。

〔退職予定者挨拶〕

森委員長 以上をもって各局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔各局退室、総務部入室〕

森委員長 これより、総務部関係の審査に入ります。

本日は、委員外議員として太田議員、木田議員、藤田議員、河野議員に出席いただいています。

それでは、第1号議案令和4年度大分県一般会計予算のうち、総務部関係部分について、執行部の説明を求めます。

和田総務部長 初めに私から、本日審査をお願いしている案件等について概括的に説明します。

タブレットの1ページ目になりますけれども、本日の委員会においては、総務部関係では付託案件9件について審査をお願いしています。

第1号議案令和4年度大分県一般会計予算については、新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底と、社会経済の再活性化、人口ビジョンの実現を目指しての大分県版地方創生の加速。多様な分野でのDXの推進や先端技術の活用。宇宙への挑戦など、ポストコロナに向けた構造改革の推進の三つを基本方針として編成しました。

また、第20号議案職員の給与に関する条例等の一部改正については、人事委員会の勧告等の趣旨を尊重し、国及び各県の給与改定等の事情を考慮して、職員の期末手当の改定等を行う

必要があるため改正を行うものです。

その後、諸般の報告ですが、行政手続の電子化及びキャッシュレス実施計画については、令和6年度までに行政手続の100%電子化を目指しており、今年度、各手続の所管所属で6年度までの工程表を作成したので御報告します。

また、キャッシュレス実施計画についてはパブリックコメントの意見等を踏まえ、成案として取りまとめたのであわせて報告します。

最後に、大分県税条例等の一部を改正する条例案については、現在、国会で審議中の地方税法等の一部を改正する法律案が可決成立した場合には大分県税条例の関係する部分について、専決処分により改正させていただきたいと考えています。

各事項の詳細については、それぞれ担当する所属長から説明しますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

比護行政企画課長 続いて、第1号議案令和4年度大分県一般会計予算のうち、総務部関係部分について説明します。

なお、歳入全般については、予算特別委員会で説明したので省略します。

令和4年度総務部予算概要の2ページからですが、お手元のタブレット総務企画委員会資料1ページを御覧ください。

総務部関係の一般会計予算額は、左から2列目、予算額(A)欄の上から3行目、計にあるように1,647億2,535万7千円です。これを3年度当初予算額と比較すると、右端の前年度対比欄にあるように75億1,363万5千円、率にして4.8%の増となります。これは、製油所再稼働に伴う原油の輸入量増の影響等により、税収が増収となったことに伴う地方消費税清算金の増等によるものです。

次に、予算特別委員会で説明を省略した事業のうち、主な事業について説明します。

2ページを御覧ください。事業名欄の上から2行目、次世代型情報システム基盤整備事業費3億1,794万9千円は行政手続のオンライン化や各業務システムと基幹システムの連携による職員の業務効率化等、行政のDXを推進す

るため、情報システム連携基盤環境の構築を行うものです。概要については、後ほど電子自治体推進室長より説明します。

次の3ページを御覧ください。事業名欄、県有建築物保全事業費30億円は、県有建築物を長期にわたり安全・安心な状態で活用するとともに、老朽化に伴う財政負担を縮減、平準化するため施設改修を一元的に管理し、計画的な保全工事を行うものです。

次の4ページを御覧ください。主な工事内容として、令和4年度には豊後大野総合庁舎の大規模改修工事を行うほか、43施設の改修工事等を行います。

次の5ページを御覧ください。事業名欄の上から3行目、県税システム改修事業費1億5,461万円は、納税者の利便性向上を図るため、地方税統一QRコードの活用に向けた自動車税システムや税総合システムを改修するものです。

次の6ページを御覧ください。事業名欄、政策自治体を担う地方創生人材育成事業費315万3千円は、市町村実務研修制度等を通じて、地方創生を担う市町村職員の人材育成を支援するものです。

次の7ページを御覧ください。事業名欄、地方自治振興事業費5億9,542万7千円は、主に地域振興事業や災害関連事業を対象とする市町村の貸付事業等の原資とするため、市町村振興宝くじ——サマージャンボ、ハロウィンジャンボの収益金を公益財団法人大分県市町村振興協会に対し交付するものです。

次の8ページを御覧ください。事業名欄、地方選挙執行経費2億6,820万8千円は、令和5年4月に予定されている大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙に係る経費です。投票用紙の印刷や政見放送の制作経費及び市町村への交付金等の選挙執行経費のうち、令和4年度に要する経費です。

次の9ページを御覧ください。事業名欄、参議院議員選挙執行経費6億7,805万8千円は、本年7月25日の任期満了により行われる参議院議員通常選挙の執行に要する経費です。

10ページの事業名欄の一番上、明るい選挙

推進事業費及びその下の地方選挙臨時啓発事業費、参議院議員選挙臨時啓発事業費により、有権者への啓発に取り組みます。

次の11ページを御覧ください。事業名欄の上から4行目の総務事務システム改修事業費2,085万6千円は、令和4年10月1日に施行される地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、会計年度任用職員が共済加入となることから、総務事務システムの改修を行うものです。

以上で、総務部関係の一般会計予算の説明を終わります。

なお、地方税法等の一部を改正する法律案が現在開会中の国会に提出されています。この法律案が可決、成立した場合、本年4月1日から施行される規定があることから、当該部分に関係する大分県税条例を専決処分により改正させていただきたいと考えています。詳細については、後ほど税務課長から説明します。

また、令和3年度一般会計予算について、歳入では地方交付税や地方譲与税、歳出では退職手当等の確定などを踏まえ、必要に応じて3月末に補正の専決処分をさせていただくこととなるので、この点もあわせてよろしくお願ひします。

小石電子自治体推進室長 資料の12ページを御覧ください。次世代型情報システム基盤整備事業について説明します。

令和2年策定の大分県行財政改革推進計画に基づき、県では、行政手続の電子化を進めています。左の1現状と課題①のとおり、現状では申請された電子データを紙に印刷し、業務システムへ入力するなどの手作業が残っています。庁内のオンライン化が課題となっています。また、その下の②のように、庁内で各所属が保有する行政データを利活用する際に、データを集めたり、加工したりするのに手間がかかっています。データの共有や流通が課題となっています。

そこで、本事業では2整備方針に示すような電子データの中継や変換ができ、さらに庁内の行政データを一元管理できる共通基盤を整備し、電子データの流通を進めていきます。

次の13ページを御覧ください。本事業で整備する共通基盤の具体的機能の概要と効果のイメージです。真ん中の丸い絵のところですが、当該システムでは、庁内のデータをつなぐ、貯める、活用するの、三つの機能を実装することとしています。

一つ目はデータをつなぐための機能1データ連携です。この機能を活用することで他システムを極力改修せずに、システム間連携を実現するとともに、システム改修コストの削減やこれまで連携ができていなかったシステム間の連携を実現することで、業務の効率化及び全体最適化を図ります。具体的には、電子申請システムの申請情報を関連する複数の庁内業務システムと連携し、キャッシュレス収納情報を財務会計システムへ連携する等により申請業務の庁内でのオンライン化を実現します。

将来的には、国や市町村のガバメントクラウドとの連携窓口としての役割も予定しています。これにより、効果1——左上の赤字のところですが、県民サービスの向上や効果2、右の中ほどに赤字で書いていますが、手作業をなくすことで、業務効率化を図ります。

二つ目はデータを貯めるための機能です。機能2——真ん中に青地の白抜きで書いていますが、機能2統合データベースです。これまで個別にほかの部署へ依頼し取得していた様々な業務データを一元化し、所在管理を容易にすることで、関連データも含めて迅速に収集することが可能となります。

三つ目はデータを活用するための機能3——真ん中の下の方に書いていますけれども、機能3データ検索・分析です。蓄積されたデータを全職員が容易に見える化できるようにし、分野横断的、多角的な比較分析などを行うことで、政策の効果的な立案につなげ、下の方に書いてある効果3の業務高度化を図り、行政サービスの質の向上につなげていきます。

本基盤を整備することにより、庁内業務のDX、データ利活用促進をはじめとして、国・他自治体との容易な連携を実現し、県民、事業者等の豊かな暮らしや産業振興につないでいき

いと考えています。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様、質疑がありましたらお願いします。

玉田委員 4ページの県有建築物保全事業で、これだけの項目がずっと上がっていて、この事業の中身というよりは、昨年3月に県が第3期大分県温暖化対策実行計画を策定し、2030年までの削減目標を定めています。今回の保全事業の中で、CO2排出削減の考え方、あるいは省エネという考え方は、今の段階で事業に入れ込んでいるのでしょうか。例えば、建築基準の中にそういうものを取り入れてやりなさいとか、そういう状況になっているのかが一つ。

それと、県の削減目標計画がある中で、県有財産を新たに保全したり、改修したり、新築する段階で、そういう考え方がどのくらい浸透しているのかを伺います。

樋口県営財産経営室長 一般質問でもいろいろと質問をいただきましたが、御案内のとおり国も、例えば庁舎関係でいえばZEB——ゼロ・エネルギー・ビルディングですが、この基準は公適債——公共施設等適正管理推進事業債務事業のメニューとして、来年度から追加する動きがあります。

このZEBは、一次エネルギー——建物そのものが使うエネルギーですが、これを半分まで省エネしよう、残りの半分を創エネ——エネルギーをつくろうとする基準となっています。

ところが、例えば屋根にソーラーパネルを置く面積が限られるなど、創エネが難しい状況はどこも同じでして、そういった中でエネルギー消費量を少しでも減らしていこうという省エネの考え方は、ずっと全国、我々も一緒に取り組んできています。

最近はいよいよ値段が安くなってきたので、蛍光灯からLED化を少し進めていく。また、空調機械などの改修をする際には、省エネタイプに替えていくといった取組はこれまでもやってきています。では、どこを目指すのかという数値目標の質問がありましたが、まだまだこれからになってくると思います。

ただ、今までも取り組んでいる温暖化対策の中には、省エネのほかに木質化や木造化も入ってきており、木造化は農林水産部と一緒に取り組んでいます。そういったものをあわせて、計画の中で今後どう位置付けていくかは、正に今生活環境部と協議を進めています。土木建築部とも連携を取りながら、今やっているところです。

玉田委員 今段階での話と了解しました。ただ、この改修が終わったら、次は長寿命化——建物を保たせるということで、2050年、あと30年ぐらい建物を保たせるという考え方でいけば、今改修する段階で限りなくゼロに近づける考え方でないと厳しいのかなと、30年後にね。

そういう視点で、来年度以降に造るいろいろなもの、新築するものについて、そういう考え方が入っているのか、すごく気になっていました。まだそういう段階だと、ちょっと致し方ない、遅いのかなというイメージがありますが、できるだけそういう視点で取り組んでほしいということで、よろしくをお願いします。

樋口県営財産経営室長 長寿命化の視点から見ると、もともと現在のストック、建物が相当量あり、これを長く使うことは既存の建物を改修していくのがベースになると思います。

国も2050年までの間、2030年に中間目標を設けたいと考えているようで、そういった情報も取りながら、それにあわせて新築の際はゼロになるべく近づけていく、改修の際もできるだけ温暖化対策になるような改修を目指す考え方で取り組もうとしています。

井上委員 6ページの新規事業、政策自治体を担う地方創生人材育成事業ですが、これで本当に人材育成できるのか。予算的に少ないことが第1点。

先進地視察については誰が行くんですか。職員が行くのか、それとも市町村から代表を選んでいくのか。どういった形で視察旅費を組んでいるのか説明をお願いします。

井下市町村振興課長 政策自治体を担う地方創生人材育成事業についてお答えします。

まず1点目の予算が少ないのではないかと

う御懸念ですが、事業内容が市町村職員を県に受け入れ、人材育成を図っていく制度なので、通常の業務に関する予算に関しては、これとは別にそれぞれの所属の予算で育成していくので、これに関して十分な予算立てをしていると認識しています。

それからもう1点の県外視察ですが、実際に受け入れた市町村職員と県職員が2人1組になって県外出張に行く事業です。

井上委員 結局、県職員と市町村職員が2人で先進地視察に行くわけ。その旅費ですか。

井下市町村振興課長 説明が十分でなくて、すみません。実務研修生を実際に受け入れた所属で、それぞれの地域課題を解決するためにどのような先進的な取組を行っているかを調査しています。県職員とバディーを組んで、県外の先進的な取組を行っている市町村に、具体的な取組について学んでいただく分の旅費になります。

井上委員 あなたが18市町村の中で行く人たち、職員を選ぶわけ。そうだとすれば、ほとんどの市町村がそういう思いですよ。だとすれば、行きたい人は相当多いのではないか、2人ではちょっと少ないのではないかね。どうい

う選び方をしていくのか。やり方は分かるけど、その辺が少し分からない。

和田総務部長 もう少し分かりやすく説明すると、県では各市町村から1年単位で職員を派遣してもらっています。基本的に派遣された職員が対象になるので、18市町村全てから職員が来ているわけではなく、来ているところもあれば来ていない市町村もあります。県に来ている方が仕事をしながら、せっかくなので、研究してもらおうということです。

一例を申しますと、例えば法務室にも市町村の職員が来ていて、今いろんな法務の仕事していますが、全国的に法務で面白い事例がないかと調べてみたら、法務ドックというのをやっているところがあり、そこに視察に行き調べてきました。市町村から派遣されている職員が派遣されている所属の仕事に関して、先進的な事例を県職員と一緒に調べに行き、調べた結果は、発表会で発表するという事業になっていま

す。

なので、全ての市町村で募集しているのではなく、あくまでも県に派遣してもらっている市町村職員が、県職員として同じ所属の県職員と一緒に、その施策に関する先進地に行って、いろんな事例を見てきて、それを持ち帰った上で、みんなの前で発表してもらうところまでを研修でやっているものです。

井上委員 県に派遣されている市町村職員が県職員と一緒に行くわけね。だから、全体から選んでどうのこうのではないと。そうすると研修は、大体年に1回か2回やるよね。市町村の会館かなんかで研修をやる。そういう場合は百何十人集まるじゃない。そういう形かなと思ったので。

和田総務部長 説明が分かりにくくて恐縮です。1日集まる研修ではなく、1年間県に来てもらって、例えば、法務室なら法務室に佐伯市の職員が1年間法務室で県の仕事をし、その職員が仕事の一環として県職員と出張して調べに行きます。1日だけ研修に来た職員がたまたま視察に行くわけではなく、あくまで1年単位、1年間ずっと県職員として県の仕事をしてもらっている職員を対象にやっている制度です。

井上委員 ちなみに、何人ぐらいいらっしゃるの。

井下市町村振興課長 今年度12人の実務研修生を受け入れていて、来年度も同数の12人です。

あくまでも市町村からどういう人材を育てたいかと、そういう人材育成の考え方にに基づき、さきほど部長が申したように法務室の例であれば、市町村の規模によっては法務的な人材を専門部署がないがために育成できないので、法務人材を育てるために県庁の法務室に派遣して、ふだんから法律相談等に乗っていることから、そういった業務に従事することにより、専門的な知見を深めていただく。

さらに、それぞれの市町村に応じた個別課題を解決するために、県外の先進的な自治体にそれぞれ1週間なり3日なり行っていただき、そういう先進的な取組をやっているのかを学んで、

それを年度末の政策発表の場で、首長さん方に来ていただいた前で発表していただきます。

ですから、あくまでも市町村の主体的な判断に基づき、この職員にこういう専門的な知見を身につけてほしいとの考え方で県が受け入れています。

井上委員 また、実施の段階になったら教えてください。

堤委員 予算特別委員会の質疑でも言いましたが、マイナンバーカードの関係で、これは数字が分かるかな、今大分県全体ではマイナンバー取得率は4割超えています、健康保険証と銀行口座の連携——個別の2万ポイントの基本になるものですが、それがどこまで行っているか分かりますかね。基本的に国の事業ですが、もし分かれば教えてください。

もう一つは、税務業務のアウトソーシング。これも以前確認しましたが、情報管理は守秘義務とかいろいろなものできちっとやっているという話も聞いています。結局アウトソーシングの目的、つまり業務上の結局手間を省く程度なのかという気がして、その目的を少し教えていただきたい。

それとデータの関係で、さきほどの資料の情報システム基盤整備についてですが、これは12ページの右に、オープンデータの提供と点線で書いているところが非常に大きな問題になってくると思います。今でも問題が大きいけれども、結局、利活用推進法とかいろいろなものは民間で開放するのが前提ですから、そのときに県が個人情報保護条例の中で厳しく規定をしているのを、今度は取っ払ってしまうという法律上の規定に変わってしまう状況らしいですね。オープンデータにしたときに匿名加工したとしても、AIを使って名前を特定するとか、国会の中でも問題になっているわけで、県として、そういう責任まで取れるのかな。情報を加工しました、オープンデータにしました、それがあつた特定の企業によって個人が特定されてしまったというケースも考えられないことはないと思います。その辺は県としてどう対処するつもりなのかと思いますが、その辺どうでしょうか。そ

の3点。

小石電子自治体推進室長 まず1点目、マイナンバーカードのマイナポイントの関係、この数字については、国が直接やっていますから、私どもでは把握していません。情報として持ち合わせていないことが一つ。

あと、オープンデータの関係の御質問もありました。マイナンバー系の事務については、何度も説明しているとおおり、データについてはそれぞれで分散管理しているので、それがそのまま出ていくことはないと思っています。御懸念されるようなことにはならないと思います。

山口税務課長 アウトソーシング事業の目的ですが、何でもかんでも業務委託できるわけではなく、当然、公権力の行使を伴わない補助的な業務が中心になっていますし、そういった定型的な業務を外部に委託することで、より専門性の高い業務、例えば申告書の審査とか、課税調査とか、そういう業務に時間を振り分けることにより、当然人材育成にもつながるし、専門性の向上を通じて、最終的には税収確保につながっていくものだと考えています。

堤委員 こうしたマイナンバーとの関係でのオープンデータではなくて、この書類で説明したね、県庁の中の申請とかいろんなものをまとめて、将来的にオープンデータにしますよという流れでしょう。だから、ここのオープンデータのときにそういう危惧はないですかという話をしたわけです。その辺はどうですか。

小石電子自治体推進室長 将来的にオープンデータとして提供していくときには、しっかりと個人が特定されない形でデータとして提供していくので御心配にはあたらないと思います。そうならないようにしていくシステムです。

堤委員 そういうデータがいろんなところからどんどん流出しているわけよ。デジタル庁からもいろんなデータが送られてね。

県でそれらのシステムをつくるんだから、それは出ますとは言えんでしょ。当然言っただけいけないだろうけど。ただ、データはあくまでもデータだから、それは機械的に操作しようと思えば、今の技術からすればできるわけでは

よね。だから、それを100%防ぐのは絶対できないですよ。気持ちはあるけど、100%絶対防ぐとは言えないでしょう。

そうではなくて、そういう危険性があるという認識の下で業務していかないと、さあ出ました、どうしましょうでは、どうしようもならないわけだから。その辺の認識が、果たしてあるのかなとの思いがずっとしています。

さきほども言った、国会の中でもデータの流出の問題、最近ではLINEの問題とかいろいろ出ているでしょう。だから、そういうところを県としても真剣に考えないと、システムだから絶対大丈夫で、流出はあり得ないという認識を持つべきではないと思いますが、その辺はどうですか。

和田総務部長 不正に流出する場合は横に置きますが、オープンデータとして提供する限りにおいて、さきほど委員からも御指摘があったとおおり、匿名性を確保するルールになっているので、基本的にはそこからさかのぼって、個別の情報が誰のものかは特定されないのが制度の大前提となっています。

不正に流出する場合は横に置きますが、オープンデータを提供して、民間で使ってもらおうというフェーズでは、基本的には匿名加工しているので、そういった心配はないと我々は理解しています。

堤委員 不正に関わってくるものが大きいので、だから、何でもかんでも安全というわけにはいきませんから、そこはしっかりと認識して対応しないといけないと本当に思います。みんなからも話を聞くけど、本当に難しいですね。

部長、100%理解していますか。

和田総務部長 私もシステムに決して詳しいわけではないので、全てを理解しているかというところ、そうでない部分もあるかもしれませんが、制度的にどうなっているかは理解しているつもりですし、当然セキュリティについても、可能な限りやるのは当然の前提なので、そういった中で進めていきたいと考えています。

森委員長 そのほか委員の皆様はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 それでは、委員外議員の皆様は、いかがでしょうか。

木田委員外議員 12ページの情報システム共通基盤ですが、左の1の絵を見ると、前も尋ねたかもしれませんが、もう一度教えてください。申請がオンラインになりますが、申請というのは多分許可行為が伴っていて、今度は返しの許可証とか、そっちのことです。

めじろんのキャラクター使用申請をすると、知事の印鑑を押した紙をいただけるんですが、紙が電子化されるのかどうかを聞きます。

あと、右の整備方針にある各システムですが、たくさん内部業務系統があると思います。サーバーの今回賃借料、ハードウェアの賃借料で400万円ぐらい入っています。以前はシステムごとにサーバーをリースしていましたが、だんだんそれが仮想サーバー化され、その中で間借りをしていくようなサーバーを構成する。しかも、それがクラウド上という流れになっています。県庁の内部業務系のシステムは財務とか文書とかいろいろありますが、今度のデータ連携基盤のサーバーは、ばらばらのサーバーで準備するのか、仮想上に準備するのか、その辺を教えてください。

小石電子自治体推進室長 許可証とか証明書の発行を伴うものがあります。おっしゃるように許可証、証明書も将来的には電子的に出していくところにつなげていきたいと思います。一遍にはそこまでいかないの、取りあえずは電子申請で出していただき、それがこの共通基盤によって業務システムに自動につながる。その後の証明書については郵送させていただく。取りあえずはそういう形を考えています。過渡的と言いますか、将来は全て電子で完結する形が望ましいと思っています。

それから、サーバーについての質問がありました。クラウドで用意するのか、あるいは自前——オンプレ——と言いますが、自前で設備を購入してやるのか、どちらかという質問だと思いますが、事前にクラウドとオンプレの価格比較をしており、今回はオンプレ、自前でしたほうが安かったので、そちらで今考えていま

す。

木田委員外議員 返しの許可証の中に、そういった道路占用とか出したときですが、電子でもいけるようにするには、条例改正とか規則改正とかをすればいいのか、教えていただきたい。

もう一つ、さきほどの既存の文書とか、いろんな内部業務システムがあると思いますが、それらも今サーバーがばらばらの状態になっているのか、一つの仮想サーバーに収まっているのか、1対1のシステムにサーバーが用意されているのかだけ教えてください。

小石電子自治体推進室長 証明書、許可証の類いですが、全て把握しているわけではありませんが、業務によって条例とか規則で定めているものもあるかと思っています。そういったものは条例や規則の改正が必要になるかと思っています。業務システムについては、今回電子申請化する164の業務システムが県庁内にありますが、それぞれ違って、クラウドでやっているもの、あるいは自前で用意してやっているもの、いろいろある状況です。

太田委員外議員 さきほどの資料6ページの先進地視察旅費等の件ですが、今どちらかというと、オンライン会議が急速に進んでいるので、現地に行って研修するメリットがそれほどなくなっているのではないかと。それよりもお互いに、出張しない方向で少し検討していくべきではないかというのが1点。

それと13ページの情報システムについては、今盛んにDXと言われていますが、一方でDXのガバナンスの部分ではどういった考えをお持ちなのか、2点お尋ねします。

井下市町村振興課長 人材育成事業について、市町村職員の県外出張の件で質問をいただきました。

県外出張に行く利点は、公表されたデータとかZoomとかでは分からない生の情報もあり、実際に会ってみて、担当者から直接聞くことによって学ぶべきところも多いので、今御提案があったZoomなども活用しつつ、なかなか市町村職員の方は県外に出張する機会もないので、そういうこともやっていきたいと思っています。

小石電子自治体推進室長 ガバナンスについて質問がありました。このシステムはセキュリティとか個人情報保護を大前提につくり込んでいきたいと思っています。

それから、これに接続する各所属が持っている業務システム、あるいは新規に開発するシステムも、電子自治体推進室でそのコストが適正なのか、つくったときにランニング費用が適正なのか審査をしています。その段階で、共通基盤システムと呼んでいますが、これに連携していくことを原則に、ガバナンスを訴えていきたいと思っています。

太田委員外議員 東京の某大手銀行が何遍もシステム障害でダウンして、機能麻痺に陥るような実例があって、特に今ロシアの問題で結構サイバー攻撃を受けているとか、トヨタが1日休業を余儀なくされるとか、そういう実例もある。管理の面では非常に便利なものなのでしょうけど、裏を返せば、やはりそれが一旦不具合を生じると非常に大きな機能麻痺に陥るといふ部分をどう、裏側の部分のセキュリティみたいなものをどう考えているのか、お尋ねします。

小石電子自治体推進室長 まず、このシステムはインターネットに置くものではありません。行政のネットワーク——LGWANネットワークと呼んでいますが、その中に置くので、まずは世界とつながっていないということ、行政機関でしかつながっていないので、セキュリティの確保がまず一つできている。

なおかつ大分県側には、行政のネットワークとはいえ、全国の自治体がつながっていますから、大分県側にはファイアウォールという一定障壁をもちろん設けているので、その辺は万全の体制でやっていきたいと思っています。

森委員長 よろしいですか。そのほかありませんか。

河野委員外議員 この情報システムを将来的にオープンデータとして広く外部にも提供する方針が示されています。この考え方のベースになっているのは、自治体、政府が集めた情報やデータについては公共財であるという考え方が広がってきていること。それにアクセスするのは、

一般市民にとって権利である、知る権利の一部であるという考え方が広がってきているかと思っています。

そういった場合、今、行政が持っている様々な情報、データの開示請求との連携が求められるかと思いますが、オープンデータとして提供するの、いつぐらいを目指しているのか、また、国として何かそういった方向性がきちんと示されているのか。

さきほどの説明で、様々な障壁を設けるとありました。例えばデータの修正権限については多段階認証システムを設けるとか、スタンドアローンの端末からしか受け付けられないとか、様々な対策が考えられていると聞いていますが、そういったオープンデータ化することに向けて、具体的にスケジュールリングみたいなものがあるのかどうか、まずお聞かせください。

小石電子自治体推進室長 資料13ページの右上の部分になりますが、将来的な効果としてオープンデータを提供していくということです。ここの部分については、商工観光労働部のDX推進課と役割分担し、DX推進課でここを進めていくようにしています。スケジュールについては、いつこれを実現するというスケジュールは詳細を把握していません。

河野委員外議員 要は、社会の中にそういった公共的なデータが十分活用される社会を目指すことが、この根本ではないかと思っていますので、その辺について、やはり理念あるいは県民の知る権利との調整をどのように図っていくか、全体像が見える形で一度説明いただけたらと思います。要望です。

和田総務部長 詳細については商工観光労働部から説明しますが、私が承知している範囲で答えますと、国でもデータの利活用推進計画をつくっており、国、地方を通じてオープンデータを提供していこうという大きなスケジュール感や計画は持っているというのが大前提になります。

その上で恐らくですが、1か0かで急に全てのデータをどんと出す時代が来るわけではなく、データがそろって、ある程度形ができたものか

ら多分提供していくことだと思います。全部がそろそろまで待つて、そこまで何もしないというわけではなく、この部分のデータはもう整備できたので出しますよとか、これはまだ整備できていなので出しませんとか、そういった段階を追って恐らく出していく形に、実際は進んでいくと思います。

いずれにしても、また詳しく説明します。

森委員長 議論も尽くされてきたところですが、私から確認を1点と、あと質問が1点あります。

まず、さきほどあったタブレット3ページの県有建築物保全事業費、その次のページに今回の30億円の内容について丁寧に記されています。これは予算特別委員会でも指摘された部分でしたが、今後この明細に関して、きちんと記載するということがよろしいのかを確認します。

もう1件、私がいつも質問させていただく公文書管理に関してのことです。すみません、予算概要資料ですが分かる範囲で結構です。公文書館運営費で3,600万円ほどの予算があります。予算概要29ページですが、公文書管理と保存という部分で、公文書は古くなれば古くなるほど、古いものに関してはものすごい公文書としての価値、文化財としての価値等があるものもあります。そうしたものに関して、きちんとこういった公文書についてのデジタル化というのも進めていきながら、しっかりその価値を県民と共有することが必要であると、そういった取組の必要性について、何回か決算特別委員会とか予算特別委員会とかで話をしましたが、現時点での取組がどうなのか、改めて伺います。

樋口県営財産経営室長 今回、予算特別委員会でも御指摘いただいたように、予算概要書にはしっかりと代表的なものを中心に説明できるようにしたいと思います。

松原県政情報課長 公文書館の関係ですが、昭和30年代以前の古くなっているものについて、当初はマイクロフィルム化、それから現在では技術が進んだので、デジタル化を順次進めています。

そして、デジタル化された資料について、今ホームページにも一部掲載を始めています。ま

だ、デジタル化したもの全てではありませんが今後も順次ホームページ等で閲覧できるようにしています。

森委員長 今回あえて行政DXに関しては、総務部に一般質問をして大変丁寧な説明をいただきました。ありがとうございました。引き続き今日出たような課題もありますので、また丁寧に、しかしながら、県民の利益になるような取組を期待しています。

それでは、ほかに質疑もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は本日最後の部局審査の際に、一括して行います。

次に、第2号議案令和4年度大分県公債管理特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

高木財政課長 第2号議案令和4年度大分県公債管理特別会計予算について説明します。

資料については、引き続きタブレット資料の14ページを御覧ください。

この特別会計は、公債費の経理の明確化と予算規模の正確化を図る観点から、平成17年度に設置したもので、その財源は一般会計及び減債基金からの繰入金と借換債である県債です。

予算額は、総括表の左から2列目にあるように1,345億8,647万9千円で、前年度と比較すると4億3,562万7千円の増となっています。

内容について説明します。一枚めくっていただき15ページを御覧ください。歳入ですが、上から二つ目の第1項第1目一般会計繰入金は702億4,947万9千円と前年度より16億2,662万7千円の増となっています。これは、臨時財政対策債の償還額の増などにより元金分の繰入額が増加したことなどによるものです。

中ほどの第2目基金繰入金99億円については、前年度と同額となっており、これは、満期一括償還に備え、その一部を減債基金に毎年積み立ててきたものを、今回来年度の償還に合わせて繰り入れるものです。

その下の第2項第1目県債は、令和4年度に

借換えのタイミングが来る借換債が、前年度より11億9,100万円の減となっている状況です。

16ページを御覧ください。歳出ですが、上から二つ目の第1目元金については1,288億4,477万9千円と、前年度より9億9,075万7千円の増となっています。

この主な要因ですが、歳入で説明しましたが中ほどの事業名欄の二つ目の通常債の元金の増などによるものです。その下の第2目利子については55億7,735万6千円と、借入金利の低減などにより5億8,699万2千円の減となっています。

森委員長 以上で説明は終わりました。

委員の方から質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の皆様はよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 それでは質疑もないので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第1号報告令和3年度大分県一般会計補正予算（第12号）についてのうち、本委員会部分について、執行部の説明を求めます。

高木財政課長 第1号報告令和3年度大分県一般会計補正予算（第12号）について、全般的事項と歳入について説明します。

資料は同じタブレットの17ページを御覧ください。縦長の資料です。

この補正予算は、冒頭にあるとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の適用により、県内全域の飲食店等に営業時間短縮を要請したことに伴い、要請に応じた事業者に対する協力金を支給するため、1月25日付で専決処分を行ったものです。

補正予算額は55億6,500万円の増額で

あり、既決予算を加えたこの時点での累計額は7,857億5,951万7千円でした。

次に、歳入について説明します。歳入の内訳を御覧ください。

この補正予算の財源は、全額、国庫支出金である地方創生臨時交付金となっています。そのうち協力金の8割にあたる部分、それと事務費については、国の協力要請推進枠——地方創生臨時交付金の中にいろいろ枠があるんですが、この8割部分等については、協力要請推進枠というものを活用して充当しています。残る2割部分については、各地方自治体である程度自由に使えると言われている地方単独分を活用しています。なお、今回の補正予算に関する総務部関係の歳入はありません。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑がありましたらお願いします。

浦野委員 私から質問で、時短協力金です。今回の申請開始が2月20日で、申請期限があさって3月20日でちょうど1か月。こうしてちょっと考えると、今までの1期目から4期目にかけても1か月でしたか。印象では今回早いなという気がする。というのは、事業者とすれば確定申告とかもやりながら、この手続も行わなきゃいけないので、ちょっと早いなという印象を持たれる方が多いですが、そこを確認です。

あと早いという印象を持っている事業者は結構いるのと同時に、結構申請が集中しているのではないかと。実際に申請をもう3月の頭にしていきますが、2週間……（「それは商工観光で」と発言する者あり）内容的にはそうですね、商工観光労働企業委員会ですね。失礼しました。今ちょっとそういう声が上がっているということは、ぜひ要望として持っておいていただければと思います。すみません。

高木財政課長 分かる分だけ答えさせていただきます。

締切り等を一応設定しています。そして、できるだけ早く交付したいというのもあって、ある程度締切りを早めに設定し、それに間に合ったものについて、また2週間をめぐりに支払を今

順次行っています。ただし、この締切りはあくまでも、締切りとはしていますが、これ以降となった申請についても、商工観光労働部で柔軟に対応しており、しっかりと支給対象にしていると聞いています。

浦野委員 分かりました。柔軟に対応していただけなのであれば、すみません。

森委員長 そのほか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに御質疑もないので、これより採決します。

本報告のうち、本委員会関係部分については承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本報告のうち、本委員会関係部分については承認すべきものと決定しました。

次に、第16号議案包括外部監査契約の締結について、執行部の説明を求めます。

比護行政企画課長 第16号議案包括外部監査契約の締結について御説明します。総務企画委員会資料の18ページを御覧ください。

1議案の概要ですが、令和4年度の包括外部監査契約の締結にあたり、地方自治法の規定に基づき、議決をお願いするものです。

次に、2契約の概要ですが、契約始期を令和4年4月1日、契約額1,389万800円を上限とする額、契約の相手方を公認会計士の吉富健太郎氏としています。なお、包括外部監査契約については、令和元年度から3年度まで公認会計士の川野嘉久氏に監査人をお願いしていましたが、地方自治法上連続して4回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならないとされていることから、令和4年度については、日本公認会計士協会南九州会大分県部会から御推薦いただいた吉富氏と契約を締結したいと考えています。

3監査委員の意見についてですが、包括外部監査契約の締結にあたっては、あらかじめ監査

委員に意見を聴くこととなっており、委員からは異論のない旨回答をいただいています。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

堤委員 契約金額の上限と、実際、昨年の場合には支払金額、差はイコールになるのか、その辺少し教えてください。

比護行政企画課長 令和2年度の契約額は1,389万800円で、精算額は1,378万800円。11万円の減額で精算しています。減額の理由は、新型コロナの感染拡大により、実地検査ができなかったことによる旅費の減額です。このように実際に係った経費に応じて減額精算することもあります。

堤委員 ということは、これが上限だけど仕事量等によっては、それより下がる可能性もあるということなんですよね。仕事量が一緒なら一緒でいいですが、今回、仕事量が少なくなつて、仮に100万円下げるとか、それも可能ということですね。あくまでも上限だから。

比護行政企画課長 あくまで上限ですので、先方との話の中では理論上あり得ると考えています。

森委員長 そのほか、委員の皆さんよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の皆さんはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに御質疑もないので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第17号議案大分県個人情報保護条例等の一部改正についてですが、本案は関係する福祉保健生活環境委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

松原県政情報課長 第17号議案大分県個人情報

報保護条例等の一部改正についてです。議案書は193ページですが、総務企画委員会資料、タブレットの19ページを御覧ください。

左側1の改正理由ですが、昨年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、個人情報保護制度の見直しにより、個人情報保護に関する3本の法律が個人情報保護法に統合されることに伴い、必要な規定の整備を行うものです。

右側に参考として制度見直しの全体像を掲載しています。主な点は、①現在3本ある法律を個人情報保護法1本に統合すること、②地方公共団体ごとに条例で定めている個人情報保護制度についても統合後の個人情報保護法を適用し、全国的な共通ルールを定めること、③個人情報保護制度の所管を国の個人情報保護委員会に一元化することです。

今回の議案は、図の着色部分の3本の法律を1本に統合する部分が、先行して本年4月1日から施行されることに伴うものです。左側に戻って、2の条例の改正内容ですが、(1)の大分県個人情報保護条例の一部改正では、条例で引用する行政機関個人情報保護法、それと独立行政法人等個人情報保護法の規定を統合後の個人情報保護法の該当する規定に置き換えるとともに、条例で引用する統計法の規定も改正されたため、所要の改正を行います。法律の改正に伴う規定の整備であり、条例の規定内容に変更はありません。

(2)は、大分県特殊詐欺等被害防止条例の一部改正です。こちらについては、生活環境部の常任委員会で説明の上、議案を御審議いただきます。

3の施行期日ですが、整備法で三つの法律を統合する規定の施行日である令和4年4月1日としています。

なお、4のその他ですが、右側下のコメ印の3行目、地方公共団体への適用に係る部分——図の着色していない部分ですが、この部分の施行が令和5年度の当初に予定されていますので、それに関連して、個人情報保護条例の廃止、法施行条例の制定を令和4年度中に予定していま

す。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

堤委員 これは条例の中で、オンライン結合の問題ね。法律上規定があるから、個人情報保護法ではオンライン結合を削除することになるんですよね。法律上はどのような規定になっているかを少し教えてください。

松原県政情報課長 オンライン結合については、現在、条例では基本的にオンライン結合——パソコンを第三者のパソコンと自由につないで、自由に情報をやり取りすることは原則禁止。ただ、事務事業上必要なものについては、例外としてすることができると規定しています。

今回の個人情報保護法、新法ではオンライン化に関する規定は、特に禁止規定、制限規定等は設けていません。新法はオンライン化とか電子化に伴う個人情報の取扱いのみに着目した特則を設けるということではなく、法で定めているそのほかの規定、安全確保措置とか第三者提供の制限等を通じて、要はオンライン、オフライン問わず、そうした個人情報の提供等に関しての保護を実現することとしています。

実際、オンラインについては、そういった制限規定がなくても、その安全確保措置等によって定めるガイドライン等によって、不正アクセスや情報漏えいの防止等の措置を講じることで安全性が確保できると。実際、現在、県でも個人情報の適正な管理のための基本方針ですとか個人情報の管理に関する規程、それから、情報セキュリティに係る各種の規定等定めて、セキュリティを含む個人情報保護監査を行うなど、厳格な安全管理措置を実施しています。

堤委員 条例上規定している文言はオフライン規定を除外するとは、法律上はないわけですね。結局はそのほかの安全規定があるから大丈夫だということでしょう。そうなのかな。どうもその辺は、やはり県の条例とすれば、そういうオンライン結合は原則禁止と明確になっていますよね。こちらは法律上、今度はそういう曖昧ないろんな解釈によってできる形にしているよう

な気がしてならないんですね、これは。そう
いった非常に心配もされ——今回、条例の改正
うんぬんの中ではないけれども、法律そのもの
の規定に今度はなりますが、そこはちょっと危
惧していることを申し上げておきます。

森委員長 そのほか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに御質疑もないので、これより
採決します。

なお、本案について、福祉保健生活環境委員
会の回答は、原案のとおり可決すべきとのこと
です。

本案は原案のとおり可決すべきものと決する
ことに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

森委員長 御異議があるので、挙手により採決
します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決する
ことに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

森委員長 賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決すべきもの
と決定しました。

次に、第18号議案職員のサービスの宣誓に関す
る条例等の一部改正についてですが、本案は関
係する文教警察委員会に合い議をしていること
を申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

渡辺人事課長 第18号議案職員のサービスの宣誓
に関する条例等の一部改正について説明します。
タブレット資料の20ページを御覧ください。

まず、1の改正理由ですが、行政手続等にお
ける署名及び対面の見直しに伴い、職員のサー
ビスの宣誓——採用時の宣誓の際ですが、署名及
び対面を不要とするため、今回所要の改正を行
うものです。なお、国においても同様の改正を既
に行っています。

次に、2の改正内容についてですが、従来、
新規採用職員は上司の面前で宣誓書に署名を行
っていましたが、改正後は任命権者への提出の

みとするものです。あわせて、規定の整備を行
うものです。

最後に、3の施行期日については、公布の日
としています。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありません
か。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 御質疑もないので、これより採決し
ます。

なお、本案について、文教警察委員会の回答
は、原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は原案のとおり可決すべきものと決する
ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は原案のと
おり可決すべきものと決定しました。

次に、第19号議案職員の育児休業等に関す
る条例の一部改正について、執行部の説明を求
めます。

渡辺人事課長 第19号議案職員の育児休業等
に関する条例の一部改正について説明します。
資料は次の21ページを御覧ください。

まず、1の改正理由ですが、非常勤職員——
会計年度任用職員です。非常勤職員の育児休業
の取得要件を緩和し、育児休業を取得しやすい
環境整備を行うため、今回、所要の改正を行
う予定です。

2の改正内容についてですが、一つは非常勤
職員の育児休業、部分休業の取得要件の緩和で
す。現行の引き続き雇用された期間が1年以上
という要件を廃止するものです。これにより、
資料の具体例の中段にあるとおり、任用1年目
の方でも育児休業等を取得できることとなりま
す。

二つ目は育児休業を取得しやすい勤務環境の
整備で、妊娠・出産等を申し出た職員に対する
育児休業制度の周知や、育児休業に関する相談
体制の整備などについての任命権者の責務を明

確にするものです。

最後に、3の施行期日については、国における施行日同様、本年4月1日としています。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑がありましたらお願いします。

浦野委員 国の制度改正を受けてということで、改正内容に三つ例があって、2段目の1年未満の場合のバツがマルになると。これは実際、予定より早く生まれてもだめだった。1年ちょっとたってから産休、出産予定だったのが、早く生まれ過ぎてだめだったことがあるので、これがマルになるのはいいことだと思います。

実際、民間の事業者でトラブルが3列目のケース、要は契約が満了することが明らかということや、労使双方、共通認識として持っていればいいですが、働いている側が、いや、これは契約更新できるのではないかと、私は働き続けるつもりだという意識を持っている場合が3段目のケースで、ちょっとトラブルになったりすることはあります。これ実際、公務員の非常勤職員の契約形態を完全に把握できていない部分がありますが、3段目のようなケースにあたる場合は、どのような説明とか対応をされているでしょうか。

渡辺人事課長 会計年度任用職員、非常勤職員については、採用時というか1年ごとに契約、人数を更新しているの、そのたびごとにマニュアルというか、ちょっと読んだら制度が分かるような説明書きを毎回配布しています。その中でこういう制度になっていますと、今言われたような制度についても説明をすることにしてあります。県の非常勤職員は1年ごとですし、5年継続するケースが多いので、契約の終期は大体分かりやすいと思いますが、そこに誤解がないように、しっかり説明するよう人事課としても徹底していきたいと思っております。

浦野委員 分かりました。明らかに最後の1年契約が終わる場合は、こういう産休、育休を取るような状況になっても、それは取れませんよと事前に説明しておかなければいけないと思っておりますので、お願いします。

森委員長 そのほか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに御質疑もないので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第20号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

渡辺人事課長 第20号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について説明します。資料は、次の22ページを御覧ください。

まず、1の改正理由ですが、今回の改正は人事委員会の勧告等の趣旨を尊重し、国及び各県の給与改定等の事情を考慮して、職員の期末手当の改定等を行うものです。

今回の改正対象となる条例は、2の改正する条例に記載しています、職員の給与に関する条例をはじめ6本です。

次に、3の改正概要を御覧ください。まず、(1)の期末手当の支給月数の改定についてです。給与改定については、人事委員会が毎年、地方公務員法の趣旨を踏まえ、民間の給与と県職員の給与の水準を比較し、その上で国や他県の動向等も考慮しながら勧告をしています。昨年10月の人事委員会勧告では、月例給については、公民較差が極めて小さかったため据置きとなりましたが、期末・勤勉手当については、県職員が民間を上回っている状況があったということで、人事委員会から期末手当を年間0.15月分引き下げるよう勧告を受けたので、その勧告を尊重し、令和4年度から期末手当の引下げ改定を行うものです。

具体的には、一般職については、人事委員会勧告のとおり、令和4年度から課長級以下の一般職員及び部次長級の特定管理職員について、年間0.15月分を引き下げ、再任用職員、任

期付職員及び任期付研究員については年間0.

1月分を引き下げるものです。また、特別職の常勤職員及び県議会議員については、国の特別職及び指定職並びに一般職の改定状況を考慮して、年間0.1月分を引き下げるものです。

次に、(2)の令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置についてです。人事委員会勧告に基づく令和3年度分の期末手当引下げについては、本来であれば令和3年12月の期末手当で年間分を一括して引き下げるところですが、国家公務員については、コロナ禍という異例の状況下での国政全般の観点、特に経済対策等における政府全体の取組との関連を考慮した結果、令和4年6月の期末手当で減額調整するよう国で決定されました。

そのため、国から地方公務員についても国家公務員の取扱いを基本として対応するよう要請されていることや、これまでも国の対応に準じて対応してきたことも踏まえ、今回についても国と同様に対応したいというものです。具体的には、令和4年6月に支給される改定後の期末手当の額から、令和3年12月において実際に支給された期末手当の額の0.15月分又は0.1月分に相当する額を減額するものです。

次に、(3)の会計年度任用職員の期末手当の額に関する規定の改正についてです。会計年度任用職員の期末手当については、現在、会計年度任用職員の報酬等に関する条例の第5条において、一般職の常勤職員の例によるとされているため、任用開始時に勤務条件を明示しているにもかかわらず、任期途中で正規職員に連動して期末手当が減額改定されてしまうことがあります。今回、会計年度任用職員の期末手当の算定に関する規定を、直接条例に規定することで、次の任期開始時点である翌年度当初からの改定を可能にしたいというものです。

最後に、4の施行期日についてですが、令和4年4月1日から施行したいと考えています。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の方から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に御質疑もないので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

森委員長 御異議があるので、挙手による採決とします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

森委員長 賛成多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第21議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてですが、本案は関係する他の全ての常任委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

高木財政課長 第21号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてです。資料は引き続き23ページを御覧ください。

今回の改正は、1の改正の基本的な考え方とおおり、法令の改正等に伴う事務の新設及び改定が10件であり、全て手数料の関係です。

改定内容ですが、まず、3(1)の法令の改正等によるものとして、①技能検定試験関係事務について説明します。技能検定試験は、職業能力開発促進法に基づき、働く上で必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度です。

実技試験を重視する技能検定は受検料が高いため、若年者が受検しにくくなっています。それで、平成29年度からは、国が35歳未満の者が2級又は3級の実技試験を受検する場合に9千円を減免する措置を講じてきました。

しかし、コロナ禍で雇用調整助成金等の支出が大幅に増加したことから、財源となっていた労働保険特別会計の財源が不足したため、令和4年度から減免措置の対象者を25歳未満の在職者に限定することが示されています。これにより在職者という縛りができたことから、高校

生等の在校生が減免を受けられなくなっています。

技能検定については、高校生等が在学中に検定合格に向けて取り組むことで、技能の向上等につながり、即戦力人材として県内のものづくり産業に貢献することが期待されます。そこで、県としては意欲ある高校生等の挑戦が妨げられないよう、県独自の減免制度を創設して対応します。

これにより、本条例において国が行う減免措置の対象者を35歳未満の者から25歳未満の在職者へと改める。それに加えて高校生等の在校生が2級又は3級の実技試験を受検する場合の受検手数料を、当分の間、現行どおりとする特例を附則において新設します。施行期日は令和4年4月1日とし、令和4年度の検定から適用したいと考えています。

次に、②のマンションの管理の適正化の推進に関する法律関係事務です。

近年、老朽化マンションの増加、管理組合の高齢化による管理能力の低下が課題となっています。そこで、県又は市が適正なマンション管理の普及・促進に向けた目標や施策を定めるマンション管理適正化推進計画を策定し、マンション管理組合が作成するマンション管理計画を認定できる制度が創設されました。このマンション管理計画を認定するために必要となる手数料を新設するものです。施行期日は、法改正の施行日である令和4年4月1日としています。

資料の24ページを御覧ください。③の運転免許関係事務です。

高齢ドライバーの増加や重大事故の発生等を背景に、75歳以上の一定の違反歴のある者に対する運転技能検査の導入や認知機能検査及び高齢者講習区分の見直しを行う道路交通法の改正が行われました。これにより、高齢者が免許更新をする際は、運転技能検査の導入や高齢者講習の区分の変更など、必要となる手数料の新設や区分の見直し等を行います。

次に、第二種免許等の受験資格の見直しとそれに伴う若年者講習の新設です。第二種免許や大型免許等については、受験資格として年齢と

運転の経験年数要件が定められていますが、所定の教習を受けた者については受験年齢が緩和されます。今回の改正により、免許を取得した若年者が本来の受験年齢に達するまでの間に一定の交通違反を犯した場合、若年者講習の受講が義務付けられることとなったので、この講習の実施に伴う手数料を新設します。

施行期日は、法改正の施行日である令和4年5月13日としています。

次に、④家畜伝染病予防事務です。当該事務は、家畜伝染病の発生を予防するための家畜の検査等を行う事務ですが、家畜伝染病予防法の改正等により、表にもあるとおり引用している家畜の疾病名について変更するものです。例えば結核病というのが結核と変わったりしています。

最後に、(2)標準令の改正によるものについて説明します。地方公共団体の手数料の標準に関する政令、いわゆる標準令の見直しに伴い、改定事務一覧のとおり、六つの事務について改定します。

②の改定理由を御覧ください。まず、ア試験実施経費の増によるものです。法に基づき指定試験機関が行っている試験について、新型コロナウイルス感染症対応のため、試験会場増設に伴う経費の増などにより、現行単価との乖離が大きくなったため、五つの項目について増額を行います。こちらの手料金は指定試験機関に直接収入されるため、県の収入への影響はありません。

次に、イ電気工事士免状の材質の変更によるものです。免状の材質が紙からプラスチックに変更されることに伴い、免状の書換え事務手数料を増額するものです。

最後に、ウ経費の減によるものについて、積算基礎となる人件費単価の減により、3項目の減額を行います。今回の標準令の改正により、各都道府県において同一金額に改正がされる予定です。

なお、施行期日は令和4年4月1日としています。電気工事士免状の書換え事務については、準備期間を考慮し8月1日からの施行とし

ています。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に御質疑もないので、これより採決します。

なお、本案について、合い議をした各常任委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されている陳情36について、執行部の意見を求めます。

比護行政企画課長 総務企画委員会資料の25ページを御覧ください。

本陳情は、外国からの国家主権の侵害や国民の生命と安全が脅かされるのを防ぐため、内閣府に対外的情報省の設立を求める意見書を提出していただきたいというものです。これについて、意見は特にありません。

森委員長 この陳情について、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別にないので、以上で陳情について終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、これを許します。①と②について、続けて説明をお願いします。

小石電子自治体推進室長 諸般の報告の①行政手続の電子化及びキャッシュレス実施計画について説明します。タブレットの資料26ページを御覧ください。

まず、行政手続の電子化です。県では、令和2年に策定した行財政改革推進計画に基づき、令和6年度までに行政手続の100%電子化を目指しています。今年度、各手続の所管所属で6年度までの行程表を作成し、その内容を取りまとめたので報告します。

2の取組方針です。県民の利便性向上と負担軽減のため、県民目線で行政サービスの見直しを行っていきます。特に、年間申請件数100件以上の手続については優先的に取り組み、令和5年度までのあと2年間で完了させます。電子化に際しては、スマホからの申請を前提とした分かりやすい申請フォームづくりを行い、ホームページには申請案内を充実させます。また、県民向けの電話問合せ窓口も設置します。加えて、マイナンバーカードの公的個人認証により住民票等の代替とするなど、添付書類の簡素化を進め、申請者の負担軽減を図ります。

3の年度別電子化手続数です。合計3,487手続について進めていきますが、例えば4年度には1,480手続を電子化するなど、年度を割り振って、計画的に取り組んでいきます。

4の主な事務の状況です。電子化する主な手続を記載しています。例えば、県立総合文化センターの練習室・会議室の予約やパスポート申請は4年度に、県営住宅の入居申込や教育職員免許状などの申請は5年度に電子化していきます。

資料27ページを御覧ください。続いて、大分県キャッシュレス実施計画の概要についてです。

キャッシュレス実施計画については、昨年年第4回定例会で素案について説明しました。今回、パブリックコメントの意見等を踏まえ、成案として取りまとめたので、素案からの変更点を中心に報告します。

1の目的ですが、本計画では、県民の利便性向上と県の業務効率化のため、公金収納のキャッシュレス対応を進めていきます。

2の取組項目ですが、県の全ての収納窓口について、令和6年度のキャッシュレス対応完了を目指し、取組を進めます。まず、①の窓口公

金収納のキャッシュレス対応についてですが、全ての公金収納窓口におけるキャッシュレス対応は、全国で初めての取組です。キャッシュレス化にあわせて、現金管理の効率化や同一庁舎内の複数所属の収納窓口一元化、外部団体等への委託などの業務の効率化についても検討していきます。

令和4年度は14か所の先行導入を予定しています。円滑な導入を図るため、令和4年度は例えば振興局では1か所、南部振興局に導入し、ノウハウを蓄積した上で、令和5年度に他の5振興局にそのノウハウを横展開していきます。

④の納付方法の見直しによる納付者の負担軽減は、今回追加した項目です。特定の県民あるいは事業者が継続的に利用する手続について、口座振替を導入したり、遠隔地からの申請でオンライン決済ができない方の利便性向上について検討していきます。

⑤の市町村における公金収納のキャッシュレス対応も今回追加しました。パブリックコメントで、より身近な市町村のキャッシュレス対応も推進すべきとの御意見をいただいたことから、市町村にも情報提供等を行うなど、キャッシュレス対応を推進していきます。

山口税務課長 諸般の報告の②大分県税条例等の一部を改正する条例案について説明します。タブレット資料の28ページを御覧ください。

1の改正理由にあるとおり、現在国会で審議中の地方税法等の一部を改正する法律案が可決成立した場合には、その後、公布される政令及び省令を踏まえて条例を改正し、本年4月1日から施行される規定があることから、大分県税条例の関係する部分について、専決処分により改正したいと考えています。

2の主な改正内容について説明します。

(1)の法人事業税についてです。①のガス供給業に係る収入金課税の見直しは、令和4年度からの導管部門の法的分離という、制度的環境変化を踏まえて、下の改正前の表、左側にある導管部門が法的に分離される法人等が行う製造、小売事業に係る課税方式を見直すものです。具体的には右側の下、改正後の表にあるとおり、

これまで収入金額により課税してきた法人のうち、表の左側、導管部門の法的分離対象法人については、その4割を見直し、付加価値割と資本割を組み入れ、それ以外の法人については、表の右側の一般事業と同様の課税方式とするものです。

次に、②の外形標準課税対象法人に対する所得割の軽減税率の見直しは、1社当たりの負担軽減額が極めて少ないこと等を踏まえ、年800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止し、標準税率を1%とするものです。

(2)の不動産取得税については、土地を取得して住宅を新築した場合等に適用される住宅及び住宅用地に係る特例措置について、要件に適合することを確認した場合は、住宅用地の取得者から申告がなくとも特例措置の適用を可能とするものです。

(3)のその他については、引用条項の改正に伴い規定の整備を行うものです。

3の施行期日については、令和4年4月1日としています。なお、これ以外の改正事項については、改めて第2回定例会で御審議いただく予定としています。

森委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に御質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかにないようなので、最後に私から一言御挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔総務部長挨拶〕

森委員長 以上をもって総務部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。ここで、暫時休憩します。

午後3時14分 休憩

午後3時19分 再開

森委員長 これより、企画振興部関係の審査に入ります。

本日は、委員外議員として太田議員、木田議員、藤田議員、河野議員に出席いただいています。

それでは、第1号議案令和4年度大分県一般会計予算のうち、企画振興部関係部分について執行部の説明を求めます。

大塚企画振興部長 それでは、第1号議案令和4年度大分県一般会計予算のうち、企画振興部関係について説明します。

資料ですが、お手元の令和4年度企画振興部予算概要の3ページをお開きください。

企画振興部の一般会計予算額ですが、①の計の欄に記載しているように99億9,866万6千円です。

その行の一番右、前年度対比の欄ですが、令和3年度当初予算額と比べて38億9,190万円、率にして63.7%の増となります。

これは、大分空港海上アクセス整備事業費の増や東アジア文化都市2022大分県開催などによるものです。

主な事業については各課長から説明します。なお、本委員会では、先日の予算特別委員会でも説明していない事業を中心に説明します。

石井政策企画課長 政策企画課関係の主なものについて御説明します。

タブレット資料の11ページをお願いします。事業名欄の一番上、地域連携プラットフォーム推進事業費1,334万6千円です。

この事業では、産学官で構成するおおいた地域連携プラットフォームを通じ、県内大学の研究機能をいかした地域課題解決の取組を支援します。

また、プラットフォーム負担金として、事務局に配置するコーディネーターの人件費支援や学生が地域に足を運んで課題解決にあたる活動への支援などを行います。

次の14ページを御覧ください。事業名欄の一番上、公立大学法人運営費交付金5億11万

7千円です。

これは、公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の運営に要する経費を交付するものです。平成18年度の公立大学法人移行後、6年間で1期とする中期計画に沿って予算を計上しています。令和4年度は第3期計画の5年目となります。年間所要額から授業料等の自主財源を控除した額に加え、国の高等教育修学支援制度に基づく授業料及び入学金の減免分を追加して交付します。

藤川おおいた創生推進課長 おおいた創生推進課関係の主なものについて説明します。

次の22ページをお開きください。事業名欄の一番上の関係人口創出事業費1,857万8千円です。

この事業は、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない関係人口という概念を用いた地域課題の解決を図るものです。東京と福岡で、大分県と関わりを持つことに興味のある人材を募集し、地域課題解決に取り組むキーパーソンの協力を得ながら、ワークショップや現地調査を行います。県外人材の経験やスキルを活用した課題の解決方法を、地域の方と一緒に検討します。事業実施後は、地元の方と参加者が自律的に課題解決に取り組む関係を創出します。

次にその下の事業名欄、空き家対策促進事業費9,260万7千円です。

これは、空き家の増加を抑制し、良好な住環境を維持するとともに、地域の活力向上を図るものです。主な取組としては、空き家について、所有者等に問題意識を持ってもらうため、自治会等に出向いての説明やSNS広告等により、適正管理を促す情報発信を強化します。また、空き家を求める県民や移住者を対象に専門家で構成するマッチングチームを編成し、希望する物件の探索や取得に向けた所有者との交渉等をサポートします。

さらに、市町村が運営する空き家バンクへの登録を促進するため、所有者等が不要な家財を処分する費用への助成を行い、空き家の利活用を推進します。

平川国際政策課長 続いて、国際政策課関係の主なものについて説明します。

29ページをお開きください。事業名欄の一番下、外国人留学生支援事業費4,074万7千円です。

この事業は、修学意欲が旺盛で優秀な県内外外国人留学生の経済的負担を軽減するため奨学金を交付するとともに、来年度から新たに、留学生の県内企業におけるインターンシップを支援する等により、県内就職を促進するものです。奨学金については、学業、人物が優秀な私費外国人留学生等を対象として1年間当たり36万円の奨学金を給付します。

インターンシップの支援については、留学生と受入企業のマッチングフェアを開催するなど、留学生と受入企業双方のニーズに基づくマッチングを進めるとともに、受入企業に対し、留学生ビジネスセンターを通じて、留学生に支払った報酬や交通費、宿泊費等に対する助成を行います。

足立芸術文化スポーツ振興課長 続いて、芸術文化スポーツ振興課関係の主なものについて説明します。

36ページをお開きください。事業名欄の下から2番目、県立総合文化センター機能向上改修事業費2,459万5千円です。

この事業は、令和5年度に予定されている総合文化センター天井耐震改修工事にあわせて、施設の機能向上を図るため、ユニバーサルデザイン化や施設の設備充実等に向けた実施設計等を行うものです。具体的には、グランシアタの利用者から要望の多い女性用トイレの混雑解消を図るためのトイレ増設や練習室の機能向上としてのWi-Fiの整備など、多様なニーズに応えられる施設として施設改修を進めていきます。

続いて37ページを御覧ください。事業名欄の下から2番目、大分スポーツ地域活力創出事業費4,853万5千円です。

東京2020オリンピック・パラリンピックでの取組をレガシーとして継承するため、ナショナルチームやプロ等のトップチームのスポー

ツ合宿の誘致等を推進することにより、交流人口の拡大や地域の活力を創出するものです。具体的には、ナショナルチーム等の県内での合宿費用を補助するほか、スケートボード教室を開催し、アーバンスポーツの振興にも取り組みます。

渡辺広報広聴課長 続いて、広報広聴課関係の主なものについて説明します。

44ページをお開きください。おおいたブランド戦略強化事業費1億1,691万7千円です。

これは、おんせん県おおいたのさらなるブランド力向上を図るため、温泉をはじめとした多彩な魅力と宇宙港など本県ならではのトピックスを様々な媒体で国内外にPRするものです。ホームページやウェブメディアなどでは、本県の認知度が比較的低調な首都圏や関西圏の若い女性をターゲットに、大分の人やモノ、コトなどにスポットをあてた記事を配信し、興味、関心につなげていきます。

また、大分空港が宇宙港になることを受け、大分県イコール宇宙のイメージを定着させる「宇宙ノオンセン県オオイタ」プロモーションを始めました。多くのメディアに取り上げられるなど、注目度も高くなっているため、宇宙という魅力的なコンテンツをいかし、本県への誘客等を促進させていきます。あわせて、パブリシティ活動によりメディアコンタクトを強化するとともに、新たにデジタルやクリエイティブのノウハウにたけた外部専門人材の知見に基づき、デジタルマーケティングによる効果的な広報を展開していきます。

藤田統計調査課長 統計調査課関係の主なものについて説明します。

49ページをお開きください。委託統計費1億1,124万8千円です。

これは総務省、厚生労働省など国の関係省から委託されて行う統計法に基づく基幹統計調査の実施等に要する経費で、財源は全額国庫支出金です。令和4年度は、毎年実施する家計調査などの経常調査に加え、5年ごとに行われる周期調査として、国民の就業、不就業の状態を調

査し、全国及び地域別の就業構造に関する各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする令和4年就業構造基本調査を実施します。

次の50ページを御覧ください。県単統計費189万2千円です。

これは、県経済の現状を把握するための景気動向指数や県民経済計算など、県独自で行う調査や分析などに要する経費です。

遠藤交通政策課長 続いて、交通政策課関係の主なものについて説明します。

56ページをお開きください。事業名欄の一番上、九州の東の玄関口としての拠点化推進事業費4,345万6千円です。

これは、九州の東の玄関口としての拠点化戦略を着実に実行するため、フェリー航路や国内航空路線の利用促進など、県内外を結ぶ交通ネットワークの充実にに向けた取組を実施するものです。

次に、同じページの事業名欄上から3番目、大分空港を起点としたMaas実証事業費1千万円です。

これは、大分空港を起点とした県内各地への最適な移動手段の検索や予約、決済等を一括で行えるよう交通事業者などと連携したMaasの実証に取り組むものです。

次の57ページをお開きください。事業名欄上から2番目の生活交通路線支援事業費1億6,660万3千円です。

これは通院、通学等に必要な生活交通を確保するため、市町村が行う民間バス路線への補助や市町村が自ら運行するコミュニティバス路線の運行費用等に対し助成するものです。

次に、その下の東九州新幹線推進事業費180万円です。

これは、東九州新幹線の整備計画路線への格上げを図るため、経済団体や市町村と一体となって、国への要望活動や県民の機運醸成のためのシンポジウムの開催などを行うものです。

次の58ページをお開きください。事業名欄の一番上、公共交通活性化促進事業費1億2,400万円です。

これは、コロナ禍で利用者が減少している交

通機関の利用者回復を図るため、各交通事業者の特性をいかした企画商品の造成や、高齢者や障がい者等の移動ニーズに対応した利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの導入等を支援するものです。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の皆様から質疑がありましたらお願いします。

井上委員 いつも思うことは、統計は結果だけを見ているから、結局これは予算が全部国からで、あんまり県から金を出していないので、みんなあんまり意識がない。国からもらうからいいやで終わり。はっきり言うよね。

やはり、結果を踏まえてこうだということをいろいろな人に教える指導、各部局にそういったものをやっていますか、どうなんですか。統計の結果だけなら、誰でも分かるわな。結果を踏まえてどうだということを各部局にお知らせして、こうだよということで、そういう仕事もしているのかな。

藤田統計調査課長 国が出したものに対して、大分県の情報等を取りまとめて分析を行ったりしています。その内容を公表するようにしています。

井上委員 では、県の情報をただ国に伝えるという仕事ですか。

藤田統計調査課長 国に伝えるというより、大分県の情報を特に分かりやすく、県庁内各課又は一般県民に向けて周知しています。

井上委員 そういうことなら、もう少し変わるんじゃないかな。こういう統計だから、こうだなということで、どうも結果が後になってしまって、なかなか皆さんがいろいろとやっていることが、はっきり一般県民に分からないでいる。

これは私の勉強不足かもしれませんが、それぞれの統計の中で、こうしたらいいよとか、そういった統計の実績を見ながら、そういうことが分かれば、大体皆さんも理解できると思うけど。その辺はもう少し、私の勉強不足かもしれないけど、そういう流れがちょっと欲しいなと思うんですよね。統計はやっぱり必要だと。

というのは、言われたんだよ、町民、市民か

らね。あんたたちは結果だけを言うけど、結果を踏まえてどうするの、それを言わなきゃだめじゃないと。住民の懇談会に行くときは、結構そういうきつい質問を受けるんです。そうなることやったり、そういう結果を踏まえてとなるから、統計上のデータの中で、結果はこうだからこうだということを知らしめるとお互い助かるのかな。これは行政の立場、いろいろあろうかと思いますが、そういう私の思いです。何かあればどうぞ。

藤田統計調査課長 さらに分かりやすく伝えられるよう引き続き努力していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

浦野委員 予算特別委員会でも聞きましたけど、九州の東の玄関口としての拠点化推進事業、LCCの状況についてです。やはりLCCがあるとないとでは、大分空港の大きな魅力、違ってくると思います。利用促進ということですが、例えばLCCの航空会社が1日1便で、大分空港発が夜の20時15分とかで、成田空港に22時ぐらいに着く。時間どおりきっちり着けば何とかなるんでしょうけど、ちょっと遅れたりすると、向こうに着いても目的地に着けない時間帯だったりするんですね。例えば、福岡空港だったら便数が多くて、夕方の便もあるし、夜遅いのも選べますが、大分空港の場合、どうしても便数が少ないので、それしかない状況があるのかなと感じます。ダイヤの利便性について、何か今まで議論してきていることはありますか。

遠藤交通政策課長 委員御指摘のとおり、LCCは非常に大事な視点だと思いますし、各エアラインでも、このコロナ禍を踏まえ、新たなブランドを立ち上げるなど、非常にLCCに力を入れている状況もあります。

大分空港でも昨年ピーチが入り、今ジェットスターと合わせて2社のLCCがあります。県民の利便性を考えると、いい時間はなかなか。羽田、成田の発着枠の関係等で難しいところはありますが、我々も各エアラインとは常に密にコミュニケーションを取っています。以前に全く同じような話もしたこともありますが、いろ

いろ大分空港だけの話ではない部分もありますが、なるべく使い勝手のいいダイヤになるよう、引き続き話をしていきたいと思います。

浦野委員 LCCが他の航空会社と違うのは、東京が、成田空港があって、そこがちょっとデメリットというか弱いところなので、引き続き少しでも使いやすい時間設定になるよう、協議をよろしくお願いします。

玉田委員 さきほど総務のときにも少し話を聞きましたが、一つの例として、県立総合文化センターの改修事業について、昨年に大分県が二酸化炭素排出ゼロ宣言をしたと。

要は、いろんな改修とか事業を立ち上げる際に、その削減目標がどれくらい来年度事業に刷り込まれているのかなと。柱でいうとそういう話ですが、さきほど改修事業の中では、要望の多いトイレの改修とか、天井もするというお話ですが、2050年ゼロを目指していく上で、文化センターをこれから30年先まで持たせるとして、限りなくゼロに近づけるような目標で改修した方がいいのではないかと思います。

さきほど総務部の話の中では、数値目標を上げていくのはこれからの課題で、県全体の改修事業とか新たに何か造ることについての数値目標は来年度事業、まだまだそこまで議論されていないような話でした。これから設計に入中で、そういうものは刷り込まれる可能性はあるのでしょうか。

足立芸術文化スポーツ振興課長 今の質問ですが、改修に向けて二酸化炭素をできるだけ削減するとの目標を県として掲げています。今回の企画振興部の県立総合文化センター改修については、土木建築部が施設管理部署です。天井工事土木建築部の工事費として予算執行しますが、そこを管理する企画振興部の所管課として、できるだけ施設を使いやすいようにしたい。休館もするので、機能を高めるための付加工事をどうするかという観点であり、二酸化炭素をどれぐらい排出するかという観点は、この付加工事の中には盛り込まれていないのが現状です。

玉田委員 これからこの問題は本格的に議論され始めて、業務部門での削減量目標がどんどん

出てくる中で、生活環境部が音頭を取って、いろんな事業に対してこれぐらい削減してくださいという。どういった形ですか分からないですが、もしそれが今の段階で組織横断的に議論されているとすれば、将来的には各部が持っている、新規事業がどれくらい排出するかを計算し、そのプラス・マイナス、出す分を今度どこで減らしていくのかとか、森林環境をどう育てるとか、そういう総合的な話になってくると思います。そういう議論がこれから起こっていくべきだと思います。これは部長か政策企画課長か、どちらか分からないですが、もし今の段階での考えがあれば教えていただきたいと思います。

大塚企画振興部長 玉田委員のおっしゃるとおりだと思います。2050年に向け、いろんな分野でこの取組を進めていかなければならないという中で、庁舎あるいは施設のCO2削減をどうするか。ただ一方で今の感じとしては、やはりこれから、技術の進歩を待たないといけない。今の技術の中で、できることはある意味限られているが、意識としては委員おっしゃるとおり、そこはどんどん高めていく。情報を幅広く取って、使えるものはどんどん使う中で、委員おっしゃるように生活環境部が中心になるかもしれません。我々はこれから、そういう議論を今後ますます高めていかなければならないと思います。

森委員長 そのほか、委員の皆様からありますか。

堤委員 国際政策課の関係で、今ロシアとウクライナとの関係で非常に大変な状況になってきていますが、県として異文化の交流だとか、いろんな事業をされていますよね。そこで何らかの影響が出ているのかが一つ。

大分県内にもそれぞれの国の方が住んでいると思います。住んでいると言うか、来ていると思いますが、そういう方への対応、その辺りを市町村と協働しながら対応しているのかを少し教えてください。

平川国際政策課長 まず、ロシアの侵略による影響ですが、日本へ来られたウクライナの方は、

13日現在で47人と報道があります。その後、徐々に増えてはいますが、大分県には今のところ入っていません。それからウクライナ人の住民も、まだ1人もいらっしゃらない状況です。ただ先日、別府市が受け入れると表明しました。他の市町村からも御相談が最近寄せられています。ただし、国がまだ明確な対応方針等示していません。

国は自治体等、あるいは民間企業が今支援体制を組む中で、その情報を収集している段階です。一元的に在留管理庁が情報を統括しており、私どもはそこと常に連携を取りながら、まずは情報収集に努めている段階です。

それから、県内の外国人との共生については、今度の新海外戦略の中でも多文化共生に力を入れていくことにしています。具体的には、外国人の住民の方を支援していただける国際交流団体をネットワーク化することにより、外国人の方が相談しやすい体制をつくったり、皆さんで日本語を学んだりとかいう支援体制を構築していきたいと考えています。

堤委員 ロシア、ウクライナ、ああいう侵略行為があった中で、県のいろいろ文化的な事業に対して、何か影響が出ていますか。

平川国際政策課長 現在のところ、影響はまだ出ていません。ただし若干気になるのが、ロシアの方が23人県内にいます。他の県では、例えば東京の銀座で、ロシア料理店がいたずらに遭ったり、福岡でも何らかの影響が出ているようなので、その辺りは特に気をつけて、国際交流プラザ、外国人総合相談センターと連携しながら情報収集にも努めていきたいと思います。

森委員長 そのほか、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 それでは、委員外議員の皆様、何かありますか。

木田委員外議員 交通関係でお尋ねします。

資料的には58ページの公共交通活性化に近いか分かりませんが、ユニバーサルデザインタクシーはありますが、今回、ユニバーサルツーリズムについて一般質問をしました。ホーバーは車椅子対応になるとのことで、ではエアライ

ナーはどうなんですかと。そこは答弁が観光局だったので、それ以上質問しませんでした、今回質問を考える中で、車椅子のリフト付きバスが県内にないのではないかなと思って、その辺の状況を教えていただきたい。

調べると、他県ではリフト付きの観光バスが走っていたりします。車椅子のまま上がって、3台の車椅子がそのまま並べられるようなバスもあって、大分はそういうのではないのかと思います。それはやはり自治体か国の補助があって、バス会社がそのようなバスを走らせているものか、そういうところを教えてくださいと思います。

遠藤交通政策課長 議員御指摘のとおり、エアライナー等は下に荷物を入れる関係もあって、なかなかノンステップは難しいので、車椅子対応となるとリフトという選択肢にどうしてもなります。

そこで国も、今後空港と結ぶ陸路に対して、リフト付きにする基準みたいなものを設ける動きもあり、それに伴って国の補助制度ができるのではないかと考えています。ただ、議員おっしゃるとおり、今エアライナーについてはリフトが付いているものはありません。

県内において、私も今、具体的な数字は把握していませんが、観光バス等ではリフト付きのものがあると思います。ただ、一般的な乗合バスでは、ないのではないかなと思っているので、ホーバーはそうですが、陸路も非常に重要ですし、今後、国のそういう明確な基準ができてきた場合には、その動きも踏まえ、我々としてもどういうことができるか、しっかり考えていきたいと思っています。

木田委員外議員 ありがとうございます。観光バスで貸切バス専門の会社だと思いますが、リフト付きのバスがあるので、それは企業努力で導入されたということでしょうね。

一般質問でも言いましたが、ANAがユニバーサルMa a Sの動きを始めているとのことで、そうすると、大分空港からホーバーで行き来は大丈夫になりますが、もし予約していて欠航になったとき困りますよね。やっぱりそれを考え

ると、さきほどの国で検討している空港を結ぶライナーに車椅子リフトを付ける対応が急がれる課題になると思うので、その辺ぜひよろしくお願い致します。

森委員長 そのほか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないので、これで質疑を終わります。

それでは、本案のうち本委員会関係部分について、さきほど審査した各局及び総務部関係を含め、一括して採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

森委員長 御異議があるので、挙手により採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

森委員長 賛成多数です。

よって、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されている陳情39についてですが、総務部行政企画課にも同席いただいていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

藤川おおいた創生推進課長 陳情文書表の4ページをお開きください。

本陳情は、次の4点について県民への説明責任を果たすことを求めるものです。

1点目は、会計検査院実地検査における不当指摘など1期、2期全ての大分県版地方創生の検証・総括についてです。

2点目は、県議会議員の皆様に対して、自らの選挙区における各市町村が策定した総合戦略が、まち・ひと・しごと創生法等に準拠しているかについて、検証報告を求めるものです。

3点目は、大分県版地方創生に協力している事業者の公表についてです。

4点目は、令和2年度の包括外部監査結果報告についてです。まず、当課に係る1点目と3点目について説明します。

1点目、平成27年度の地方創生交付金の一部が会計検査院より指摘を受けた件については、令和元年第2回定例会で説明しています。また第1期総合戦略の検証、総括については、令和2年第2回定例会に同じ内容の陳情が提出されていて、総務企画委員会において御審議いただいているので、説明を省略します。

現在進行中の第2期総合戦略に基づく施策については、長期総合計画の推進にあたる安心・活力・発展プラン2015推進委員会において毎年度検証、総括を行っており、会議の概要は県庁ホームページで公開しています。

3点目の大分県版地方創生に協力している事業者の公表についてですが、まち・ひと・しごと創生法第5条に定められた事業者の協力は努力規定であり、義務ではありません。県に対しても、そうした事業者を把握する義務、公表する義務ともに課されておらず、内閣府が策定したガイドライン等でも求められていません。

なお、地方創生に主体的に取り組んでいる事業者が、自らのホームページ等で取組内容を公表している場合もあるので、そういった事例を御確認いただきたいと思います。

比護行政企画課長 続いて、4点目について、包括外部監査制度を所管している総務部行政企画課から補足説明します。

この監査は地方自治法に基づき、毎年度、包括外部監査人がテーマを決めて、関連する財務事務の執行や事業の経営管理について、事業等の担当部局に対し実施するものです。

監査の結果については、包括外部監査人から議会、監査委員及び各担当部局に報告されています。そして、報告における指摘事項については、各担当部局が措置を講じ、その内容を監査委員に通知し、監査委員が毎年度その内容を取りまとめて公表することになっています。令和2年度は雇用労働政策に係る事務の執行及

び事業の管理をテーマに監査が実施され、昨年3月にその結果が監査人から議会、監査委員及び各担当部局に報告されました。そして、各担当部局は必要な措置を講じ、その内容を監査委員に通知し、監査委員がその内容を本年2月に公表しています。

森委員長 この陳情について、御意見等はありませんか。

堤委員 今日も後ろに陳情者が、本当に頑張って来ていますが、昨年12月議会のものの中身が違うよね。若干ダブるところがありますが。

それで、今簡単なその説明がありました、一番に検証総括で関係者の処罰を含むと文言があるようですが、さきほどの説明であれば処罰するような中身ではないと、報告をちゃんとしているということでもいいのかな。処罰を含むという文言が入っている以上、その辺のなぜかというのをはっきり言っていただきたいなと思います。それをちょっと聞かせてください。

比護行政企画課長 御質問いただいた包括外部監査結果報告に関しての不備事項に関する措置状況ですが、各事業に細かく各項目があるんですね。その各項目について指摘をし、こういったことをやりましたと部局で取りまとめて、それを知事名で監査委員に報告しています。それをさらに監査委員事務局で取りまとめているので、中身については知事も見た上で、適正なものであろうとこのことで報告して、それを基に皆様にも広く公開しています。

堤委員 確かに、本人はなかなか納得ができていないのでしょうか。当然、県執行部としても話はしていると思うんですよ、多分。（「してない」と言う者あり）してないという意思表示をしているようですが、その辺は本当に大変だろうけれども、執行部としても、本人の意向とそういう状況は、これからもちゃんと聞くようにぜひしてください。その点よろしく願います。

森委員長 そのほか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかにないようなので、以上で陳情

について終わります。次に、執行部から報告の申出があるので、これを許します。

①から③について、続けて説明をお願いします。

平川国際政策課長 お手元の総務企画委員会資料の1ページを御覧ください。次期大分県海外戦略について説明します。

昨年12月議会の本委員会において、次期海外戦略案として報告しましたが、その後に実施したパブリックコメント等で幅広く意見を伺い、多文化共生に関する市町村職員の育成などの修正を加えました。

策定の主なポイントとして、まず戦略1海外の活力を取り込むの(6)になりますが、政府間連携等を基軸とした新たな海外展開支援を行います。これは、民間事業者等のニーズを踏まえ、海外政府機関との覚書——いわゆるMOUを活用して、企業の海外展開等をはじめとした幅広い分野での交流を支援していくものです。戦略策定にさき立ち、今年1日には早速、英国・ウェールズ政府とスポーツや芸術文化、教育などを主要な交流分野とするMOUを締結しました。今後も、他の国、地域との交流の可能性を検討していきます。

また、少子高齢化や人口減少が進む中で、外国人材に対するニーズ増大等を踏まえ、新たな柱として戦略3多文化共生の推進を加えました。具体的には、(1)コミュニケーション支援として、日本語教育ボランティアのスキルアップ支援や市町村の日本語教室設置に係る支援を行うとともに、(2)生活支援として、国際交流団体のネットワーク化を通じて、団体ごとの事例、支援ノウハウの共有を行い、国際交流団体が外国人住民を支援しやすい体制を構築します。

今後は、来年度から向こう3か年を計画期間とする次期海外戦略に基づき、コロナ後の反転攻勢に向け、新たな取組を進めていきます。

最後に、ウクライナについてです。既に燃料価格の高騰による影響が出ていますが、ウクライナやロシアは、小麦、トウモロコシ、レアアース等の主要な産地でもあることから、今後、県民生活や企業活動に大きな影響が生じること

が懸念されます。県としても、しっかり情勢を注視していきます。また、政府が表明した避難民の受入については、現時点で国からの詳細な情報はありますが、仮に本県に受入れの要請があれば、人道的な観点に基づき、国や市町村等と連携しながらしっかりと対応していきます。

なお、県内の在留外国人については、さきほども申し上げたとおりウクライナ国籍の方はいらっしゃいません。

足立芸術文化スポーツ振興課長 資料の2ページをお開きください。

本年度、日中韓の3か国で取り組む東アジア文化都市事業については、昨年12月7日に大分県実行委員会を立ち上げ、本県での事業を進めています。

資料の左側に今年度の状況を記載しています。1月24日には第2回実行委員会を開催して、ロゴマークを決定するとともに、ウェブサイトもオープンしたところです。今年1日からは、ロゴマークをメインにしたシティドレッシングを大分駅のデジタルサイネージや駅北側ロータリーの柱巻きなどを行って、機運醸成を行っているところです。参考までに3ページにその関連写真を掲載しています。

2ページの資料に戻っていただき、⑧から⑩に記載の中国、韓国の開幕式典ですけれども、今年16日に予定されていた温州市と28日の済南市の式典については、3月開催の延期ということで先方から連絡があったところです。韓国慶州市は、オンライン開催ということで、大分県からは動画を送って、大分県の紹介を行うこととしています。

続いて、右側の令和4年度ですが、②の5月22日に、別府ビーコンプラザにおいて大分県の開幕式典を開催したいと考えています。

開幕式典では中国、韓国の代表挨拶のほか、開幕記念として、マルタ・アルゲリッチさんによる特別演奏を予定しています。このほか、交流行事として、県内や中国、韓国の芸術文化団体の公演を実施したいと考えています。また、会場には、市町村や中韓開催都市のブースを設けて、交流の場をつくっていききたいと考えてい

ます。6月以降は③のとおり、コア事業と連携事業の取組を進め、都市間交流事業を積極的に展開していきます。

県内の芸術文化団体に対しては、右下の四角囲みにあるとおり、1団体当たり100万円上限などの支援制度も設け、様々な団体の活動をしっかりと後押ししたいと思います。こうした県民総参加での取組を推進しながら、東アジア文化都市の大分県として、伝統の継承や新たな文化を創造するなど、創造県おおいたの実現を図っていきます。

森委員長 申し訳ありません。諸事情で暫時休憩します。

午後4時06分 休憩

午後4時12分 再開

森委員長 お待たせしました。それでは、委員会を再開します。

藤川おおいた創生推進課長 私からは、令和3年10月1日の推計人口と令和2年国勢調査結果のポイントについて説明します。資料は4ページを御覧ください。

令和3年10月1日の推計人口です。令和2年の10月1日現在で国勢調査が行われ、それから1年後の人口となりますが111万3,749人で、この1年間で1万人を超える減少となりました。

内訳ですが、自然増減は7,768人減少し前年より1,103人悪化しました。さらに内訳を見ますと、出生数は7,317人で389人の減少です。要因は左下の自然動態の減少要因に書いていますが、コロナにより妊娠届が前年に比べ5%減少したことや令和元年が令和婚ということで婚姻数が多かったのですけれども、令和2年はその反動等もあって減少したことなどが、主な要因と考えています。

社会増減は2,335人の減少で、前年より448人の改善となりました。社会増減の内訳ですが、右側のグラフを御覧ください。これは日本人と外国人に分解しています。日本人の社会増減については、転出超過の状態が続いているものの平成30年に3,617人だった転出

超過が、令和3年には1,454人と3年で2,163人の改善となりました。

その下の外国人が、令和元年には1,424人の転入超過でしたが、コロナにより留学生や技能実習生の転出とか入国ができない状況が続いたことで、令和2年から転出超過に転じ、令和3年は881人の転出超過となり2年で2,305人悪化しました。こうしたことが、転出超過の改善が思うように進まず小幅にとどまった原因と考えています。外国人については、3月1日から水際対策が緩和され、国全体で5月末までに11万人の留学生が入国するという情報がありますので、この部分についてはそれなりに改善してくると思っています。

次の5ページをお願いします。令和2年国勢調査結果のポイントです。

左上のグラフが全国の総人口の推移、右上が本県人口の推移です。両グラフを比較すると、本県人口は、特に直近10年の減少率が拡大しています。

その要因が左下のグラフにあります。直近10年間の傾向を自然増減と社会増減に分けて、福岡と沖縄を除く九州平均と比較したものを横に並べています。赤の折れ線が本県で、青が九州平均を示しており、自然増減の減少率が九州平均を下回る一方、社会増減は九州平均を上回っています。

自然増減が下回っている要因ですが、その下のグラフに、総人口に占める出生者数、死亡者数の割合を示していますけれども、この出生者数が九州平均よりも少ない、かつ最近では格差が拡大していることが主な原因と考えています。

次の6ページを御覧ください。出生者数が減少する要因の一つに若年女性——20代から30代の女性人口減が根底にあるのですけれども、この左のグラフは本県の女性人口推移ですが、令和2年の国勢調査では9万8千人で、前回平成27年調査の11万4千人と比べて1万6千人、率にして14.6%と大きく減少しています。これは、この世代の生まれた当時の出生数が少なかったこと、減少していたことに加え、右側の円グラフにあるとおり、都市部、特に福岡

県、東京都への転出が拡大したことが主な原因と考えられます。

その下のグラフは、若年女性人口の増減率を大分県内の市町村別に示したものです。御覧いただいで分かる通り、増加しているのは豊後高田市のみで、他の市町村は全て減少しています。一番左に、全国平均のマイナス8.1%と書いていますが、このマイナス8.1%は豊後高田市以外の全ての市町村で下回っているという状況です。豊後高田市が、若年女性の人口増加できている原因としては、移住定住の促進とか子育て世帯の転入に成功していること、さらに自動車関連産業の誘致も大きく影響していると考えています。

次の7ページをお願いします。これは九州内の市町村の人口増減率を色で分類しているものですが、赤い暖色系が人口増加、青い寒色系が人口減少を示しています。右下にざっくりとまとめて書いていますが、人口増加となった市町村の多くは、都市のベッドタウンであるとか、企業誘致に成功しているという特徴があります。例えば宮崎市では、中心市街地の空き店舗に3千人の雇用を生む“マチナカ3000プロジェクト”を2015年に開始しており、ICT関連企業の誘致等を進めた結果、2020年までに2,800人の雇用が生み出された。やはりこうした若者雇用の場の確保が大切だと考えています。

森委員長 以上で説明は終わりました。

何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に御質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかにないようなので、最後に私から一言御挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔企画振興部長挨拶〕

森委員長 退職される方からも一言お願いしま

す。

〔退職予定者挨拶〕

森委員長 以上をもって企画振興部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔委員外議員、企画振興部退室〕

森委員長 これより内部協議に入ります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別にないようなので、最後に私から一言御挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

森委員長 これをもって本日の委員会を終わります。

お疲れ様でした。